

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局区政支援室地域力担当（地域力創出グループ） (06-6208-7305)
処分課（担当）名	各区役所 市民協働担当課
処分の名称	認可地縁団体印鑑登録
概 要	認可を受けた地縁による団体（認可地縁団体）は、法人格を取得することにより、会社の代表者等と同じように代表者等にかかる印鑑の登録ができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則 第2条、第3条、第4条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 登録資格のある人 登録申請しようとする認可地縁団体の代表者又は職務代行者、仮代表者、特別代理人、清算人のいずれかの人 (2) 登録できる印鑑は1個に限ります。 (3) 申請書には、申請者の本人確認書類（健康保険の被保険者証、国民年金手帳など）の写しを添付すること。 (4) 印面が変化しやすい印鑑でないこと。 「印面が変化しやすい印鑑」とは、ゴム印のように印面が柔軟で、押し方によってその都度印影に相違が生じるものや、摩擦しやすい印材のものをいいます。 (5) 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートルの正方形におさまらないもので、かつ、一辺の長さが30ミリメートルの正方形におさまるものであること。 (6) 印影が鮮明な印鑑であること。 (7) 登録しようとする印鑑が個人印鑑でないもの。 (8) その他区長が不適当な印鑑であると認める事由がないこと。 不適当な印鑑とは、他の団体等と誤認する恐れのある印鑑や代表者等個人が現に登録している印鑑などをいいます。
標準処理期間	3日
経由日数	一
提出先	各区役所 市民協働担当課
提出時期	随時
提出方法	印鑑の登録を行う各区役所（市民協働担当課）へ申請してください。
手数料	なし
相談窓口	各区役所 市民協働担当課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000541219.html
備 考	